# 下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について

答 申

平成26年6月4日

下関市立学校適正規模 · 適正配置検討委員会

# 目 次

はじめに					• •	•	•	•	1
1. 市立小中学校の現状について									2
(1)児童生徒数と学校数の推移									
(2) 学校規模の現状									
2. 市立小中学校の適正規模・適	正配置の基準	本的な考え	え方につ	いて					5
(1) 1学級当たりの児童生徒数									
(2) 適正な規模の考え方									
(3) 適正な配置の考え方									
(4) 適正規模・適正配置の手法									
(5) 通学区域制度									
3. 市立小中学校の適正規模・適	正配置の具作	本的方策に	こついて						8
(1) 適正規模・適正配置の検討	対象校								
(2) 統合パターン									
①旧下関市中心部									
②旧下関市周辺部									
③旧豊浦郡									
4. 市立小中学校の適正規模・適	正配置の実力	施に関する	る事項に	ついて				• 1	7
おわりに								• 1	8
【附属資料】									
· 諮問書		A 100 00 1							
• 下関市立学校適正規模 • 適正配									
・下関市立学校適正規模・適正配									
・下関市立学校適正規模・適正配	置検討委員:	会 審議経	.過						

### はじめに

下関市立の小学校及び中学校の適正規模及び適正配置については、平成17年12月に、 市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方と、これに基づく具体的方策 について審議するため、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「第1次検討 委員会」という。)が設置され、約2年にわたる議論の末、平成20年3月に答申が行われ ました。

下関市教育委員会では、この答申や地元説明会等での意見を踏まえ、平成21年5月に 下関市立学校適正規模・適正配置基本計画(以下「第1期計画」という。)を策定し、下関 市での市立小中学校の適正規模・適正配置の取組が本格的にスタートしました。

これまでに、下関市教育委員会と保護者や地域住民との意見交換会等が実施され、豊田地区では、下関市立豊田西中学校と下関市立豊田東中学校が統合し、平成24年4月に下関市立豊田中学校が開校しました。

こうした中、第1期計画のスタートから約4年が経過し、また、第1期計画期間が平成26年度で終了するにあたり、新たに下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「第2次検討委員会」という。)が設置され、平成25年10月に、下関市教育委員会より市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方とこれに基づく具体的方策、実施に関する事項について諮問を受けました。

第2次検討委員会では、平成25年10月以降、第1次検討委員会が答申で示した適正 規模・適正配置の必要性の考え方を踏襲しつつ、よりよい教育環境の創出という観点から 議論を行いました。また、下関市で進められているコミュニティ・スクールの取組や全国 で導入が進められている小中一貫教育などの視点を取り入れ、計8回にわたり慎重な審議 を重ね、ここに答申を取りまとめました。

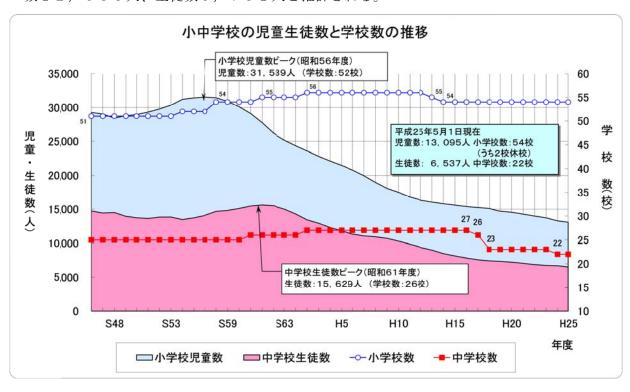
下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会

## 1. 市立小中学校の現状について

#### (1) 児童生徒数と学校数の推移

昭和46年以降の下関市の児童生徒数の推移をみると、小学校では昭和56年の児童数31,539人、中学校では昭和61年の生徒数15,629人をピークに減少の一途をたどり、平成25年5月1日現在では、児童数13,095人、生徒数6,537人となっている。これは、ピーク時と比較すると、児童数で41.5%、生徒数で41.8%という状況である。

今後の児童生徒数の見通しについては、引き続き減少が見込まれ、平成31年度で児童数12,630人、生徒数5,731人と推計される。



一方、学校数については、児童生徒数が増加から減少傾向へと転換した昭和50年から60年代以降も、宅地開発等にともなう旧下関市郊外の人口増加にあわせて分離新設が行われ、平成2年には小学校56校、中学校27校となった。

その後、平成17年の市町合併前後に、旧豊浦町、旧豊北町において少子化や校舎の老 朽化を受けて小中学校の統廃合が実施されたことから、第1次検討委員会が答申した平成 20年3月時点で、市立の小学校は54校、中学校は23校であった。

平成21年5月の第1期計画策定以降は、豊田地区で中学校の統合が実施され、平成25年4月1日現在、市立の小学校は54校、中学校は22校となっている。ただし、三豊小学校が平成20年度から、二見小学校が平成23年度から、それぞれ休校しており、平成25年4月1日現在、実際に学校運営が行われているのは、市立小学校52校、市立中学校22校である。

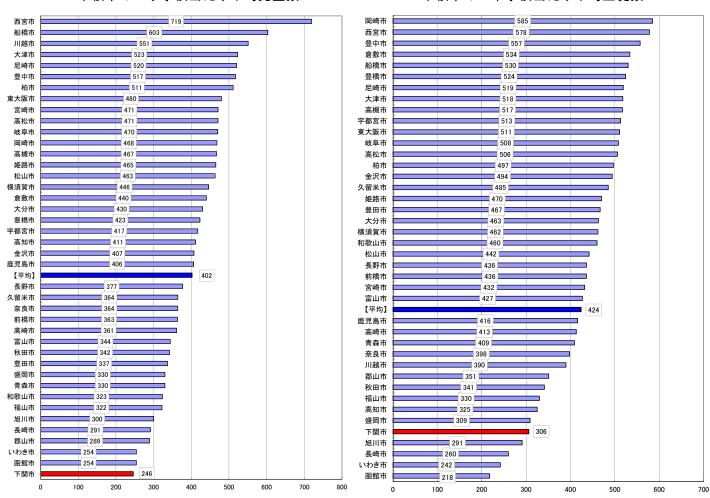
#### (2) 学校規模の現状

昭和46年以降の学校規模を示す学級数(普通学級数をいう。以下同じ。)は、小学校のピークが昭和57年の856学級、中学校のピークが昭和62年の385学級であるのに対し、平成25年5月1日現在、小学校513学級、中学校218学級に減少している。これは、ピーク時と比較すると、小学校で59.9%、中学校で56.6%という状況である。

また、1学校当たりの平均児童生徒数について、平成24年5月1日現在、小学校が246人、中学校が306人である。これは、他の中核市を比較して、いずれも平均以下であり、特に小学校については、中核市で1学校あたりの平均児童数が最も少ない状況である。下関市は人口規模に対して面積が広大であることが要因の一つとは考えられるが、中核市の中でも、学校の小規模化が顕著であると言わざるを得ない状況である。

中核市の1小学校当たり平均児童数

中核市の1中学校当たり平均生徒数



※中核市教育要覧(平成24年5月1日現在)より。

## 平成25年度 学級数別の学校数と児童・生徒数

平成25年5月1日現在

				平成25年5月1日現在
小 学 校 (35人学級) 		学級数		中 学 校(35人学級)
学 校 名 (児童数)	校数		校数	学 校 名 (生徒数)
三豊二見(0)(0)	2	0	0	
蓋井 (3)	1	2	0	
吉母   内日   殿居   豊田中   阿川   粟野   田   耕   (21)   (29)   (16)   (26)   (27)   (15)   (14)	7	3	1	内 日 (15)
宇 賀 角 島 神田(北) (21) (33) (35)	3	4	2	吉 見 木屋川 (105) (101)
吉田 (53)	1	5	0	
王 江 関 西 神田(南) 本 村 王 喜 (98) (117) (97) (142) (157)				文 洋 名 陵 豊 田 豊 洋 (155) (127) (136) (158)
岡枝 槍崎         西市         豊田下         室津         小串         神玉         滝部           (125)         (85)         (150)         (80)         (60)         (75)         (63)         (92)	13	6	4	
養治名池(176)(179)	2	7	2	向 洋 豊 北 (208) (199)
吉見豊東誠意 (205) (209) (219)	3	8	2	第 川 夢が丘 (227) (249)
	0	9	2	玄洋長成
検討対象校 桜山 (225)	1	10	0	快刮刈家伙
36校 西山向井小月 (260) (284) (308)	3	11	2	日新安岡 (340) (358)
向山 生 野 江 浦 角 倉 垢 田 (338) (379) (364) (328) (322)	 5	12	1	坂 田 (372)
(326)   (319)   (304)   (326)   (322)	2	13	1	彦島 (441)
(403)   (413)	0	14	0	(441)
清 末 (449)	1	15	1	長 府 (466)
<b>適正規模校</b> (449) 王 司 (432)	1	16	0	適正規模校
長府(491)	1	17	1	山の田 (529) (7校)
文関一の宮	2	18	2	東部勝山
川中	1	19	0	(591) (616)
(556)	0	20	1	川 中 (C57)
適正規模校(許容範囲) 山の田	1	21	0	適正規模校(許容範囲)
(646)	0	22	0	
	0	23	0	
勝山安岡	2	24	0	
(766) (691)	0	25	0	
2校	0	26	0	( 0校
検討対象校 熊 野	1	27	0	
(859)	0	28	0	
豊浦				
(938)	1	29	0	
	0	30	0	
	0	31	0	
54校 513学級 13,095名	54	計	22	22校 218学級 6,537名

## 2. 市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

(1) 1学級当たりの児童生徒数

(適正規模を検討する上での前提条件としての考え方)

【小学校】35人/学級

【中学校】35人/学級

- ○1学級当たりの望ましい児童生徒数については、さまざまな議論があるが、現実には、 国や山口県が定める学級編制基準等に基づき教職員が配置されている。
- ○少人数学級について、山口県では、小学校第1学年の30人学級化による小1プロブレムに対する効果等の研究が進められている。しかしながら、今後、30人学級化が実現するかは未定であり、今後の経過を見守る必要がある。
- ○適正規模を考える上での前提条件として考える場合、1学級当たりの児童生徒数は、 現在の山口県の基準(小中学校とも35人学級)とすることが適当である。

#### (2) 適正な規模の考え方

【小学校】12学級~24学級(19学級~24学級は許容範囲)

【中学校】12学級~24学級(19学級~24学級は許容範囲)

- ○第1期計画は、関係法令を参考に、小中学校ともに12学級から24学級を適正規模(19~24学級は許容範囲)としている。
- ○教職員の配置は、原則として学校規模に応じて行われるが、特に小規模校で、教頭や 事務職員の未配置、免許外教科担任\*の課題がある。
- ○適正な規模の考え方については、第1期計画策定後、関係法令の改正が行われていないなど、見直しの必要性は認められない。

#### (3) 適正な配置の考え方

① 通学距離と通学所要時間

(通学距離)

(通学所要時間)

【小学校】 おおむね4キロメートル以内

おおむね1時間以内

【中学校】 おおむね6キロメートル以内

おおむね1時間以内

○第1期計画では、通学距離は、関係法令の規定に基づき、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内とし、通学所要時間は、おおむね

<sup>\*</sup> 免許外教科担任:中学校等で、ある教科を担任すべき教員がいない場合に、都道府県教育委員会の許可を受け、 1年以内に限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科を担任すること。

- 1時間以内が望ましいとしている。
- ○通学距離が上記の基準を超え、スクールバスを利用していない場合は、遠距離通学援助費を交付している。
- ○通学については、通学距離や所要時間以外に、歩道や外灯がないなどの通学路の課題 や少子化により低学年の児童が1人で長い距離を通学するなどの課題もある。
- ○路線バスを利用した通学の場合、バスの便数が少ないと、部活動や学校行事等の教育 活動との調整が難しく、児童生徒や保護者の負担も小さくない。こうした場合に、保 護者からスクールバス運行の要望が多い。
- ○通学距離や所要時間の基準は維持しつつも、安全な通学を確保するため、各地域の交 通事情等を考慮した対応を検討する必要がある。

#### ② 適正な配置を考える上での留意点

- ○通学の安全確保を最優先に考える。
- ○コミュニティ・スクールの推進による学校・家庭・地域の連携を踏まえ、中学校区を 1つの単位として捉えながら、小中学校の連携、さらに小中一貫教育への発展を見通 すことが必要である。
- ○学校施設は、既存の施設を活用することを原則とするが、施設の規模、老朽化及び維持管理コスト並びに地域の状況等に応じて、長期的な観点から学校施設のあり方を検討することが必要である。
- ○適正な学校の配置にあわせ、学校給食の安全安心な実施ができるよう、給食施設の集 約化など必要な措置を検討することが必要である。

#### (4)適正規模・適正配置の手法

統合によって適正規模化を図りつつ、併せて通学区域の見直しにも取り組む。 ただし、地域の状況によっては、小中一貫教育等を1つの手法として検討する。

- ○第1期計画では、統合によって適正規模化を図りつつ、併せて通学区域の見直しにも 取り組むとしている。
- ○他自治体では小中一貫教育や多様な形態での小中連携が進められており、下関市においても、小中一貫教育等の取組を本格的に検討すべきである。
- ○地域コミュニティ等の観点から、他地域の学校との統合が難しい場合は、小中一貫教育等の検討を進めるべきであり、これは地域住民の理解も得やすい。

#### (5) 通学区域制度

現行の指定校制度と校区外通学の弾力的な運用を継続する。

- ○第1期計画では、保護者の希望により指定校を変更するという校区外通学の弾力的な 運用を行っており、学校選択制度の導入は想定していない。
- ○学校選択制では、特色ある学校づくりなどのメリットも考えられるが、逆に小規模校での児童生徒数の減少に拍車をかけ、学校規模の格差を拡大することも考えられ、慎重に検討する必要がある。
- ○コミュニティ・スクールを推進している中、学校選択制は、地域と学校の連携が希薄 になることが懸念される。
- ○学校選択制による適正規模の実現は困難である。現在も特別な事情がある場合は校区 外通学が可能であり、その必要性は認められない。ただし、統廃合が行われた場合に は、通学の安全確保等を考慮し、通学区域の見直しなど適切な措置を講じることが望 ましい。

## 3. 市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について

#### (1) 適正規模・適正配置の検討対象校

○適正規模・適正配置の検討対象校については、引き続き第1期計画の考え方によることが適当である。(第2次検討委員会では平成31年度推計結果により検討。)

(第1期計画の考え方)
(後野文象校)

優先順位の基本的な考え方

優先順位1:優先対象校

● 平成26年度推計で、複式学級を有する小学校、および単学級となる学年を有する中学校は、その解消を図ります。
● 旧下関市中心部(彦島地区を含む)に所在し、平成26年度推計で、6学級の小・中学校は、学校統合によって、適正規模校にします。

優先順位2:対象校

● 上記の優先対象校を除く12学級未満もしくは25学級以上の小・中学校については、適正規模・適正配置の実現に向けて、引き続き検討を行っていきます。

- ○蓋井小学校については、引き続き検討対象校から外すことが適当である。
- ○25学級以上の大規模校については、児童生徒数の減少が見込まれるため、引き続き 経過観察することが適当である。
- ○優先対象校であっても、適正配置の観点から学校統合が適当でない場合も考えられ、 統合パターンの検討にあたっては、適正規模と適正配置のバランスに配慮する必要が ある。

#### 平成31年度 学級数別の学校数と児童・生徒数(推計)

小 学 校 (35人学級)				中 学 校 (35人学級)
学 校 名 (児童数)	校数	学級数	校数	学 校 名 (生徒数)
三豊二見(0)	2	0	0	
蓋井 (8)	1	2	1	内 日 (10)
吉母     内日     殿居     豊田中     室津     神 玉     神田(北)     栗野 (19)       (11)     (32)     (9)     (26)     (32)     (29)     (16)     (19)       田     耕 (12)	- 9	3	0	
吉田 宇賀 角島 阿川 (38) (35) (29) (42)	4	4	1	名 陵 (111)
豊田下 (68)	1	5	4	吉 見 木屋川 豊 田 豊 北 (107) (105) (133) (117)
名池     王江     関西     桜山     神田(南)本村     岡枝 楢崎       (160)     (139)     (86)     (137)     (100)     (120)     (110)     (57)       西市     小串     流部       (84)     (80)     (84)	11	6	4	向洋文洋玄洋豊洋 (139) (172) (144) (130)
養治 吉見 王喜 豊 東 誠 意 (169) (163) (184) (184) (182)	5	7	1	菊 川   (198)
	0	8	1	長 成 (220)
西山 向井 (218) (207)	2	9	2	日 新 夢が丘       (266) (244)       検討対象校
35校	0	10	0	15校
	0	11	1	(334)
向 山 生 野 江 浦 角 倉 小 月 垢 田 川 棚 (358) (384) (314) (310) (310) (316) (346) (358)	7	12	2	安岡彦島 (332) (389)
	0	13	2	長 府 山の田 (414) (412)
王 司 (426)	1	14	0	
	0	15	0	
適正規模校	0	16	0	適正規模校
文 関 清 末 (16校) (473) (478) 川中西 長 府	2	17	1	東 部 (547) 勝 山
川中西 長 府 (501) (546) 山の田	2	18	1	(565)
(551)	1	19	0	川中
適正規模校(許容範囲) 熊野	0	20	1	適正規模校(許容範囲)
(633) 安 岡	1	21	0	
(716) 勝 山	1	22	0	
(736)	1	23	0	
   豊 浦   一の宮	0 2	24	0	
3校 (715) 川中	<u> </u>	25	0	0校
(821) 検討対象校	1	26	0	
TABLE 1 STATE	0	27	0	
	0	28	0	
	0	29	0	
	0	30	0	
	0	31	0	
54校 498学級 12,630人 ※児童牛徒は、平成25年5月1日現在の校区	54	計	22	22校 199学級 5,731人

<sup>※</sup>児童生徒は、平成25年5月1日現在の校区別人口や市立小学校の在籍児童数を基に推計。 (校区外通学による児童生徒数の変動は考慮していません。)

<sup>※</sup>学級数は、小中学校とも全学年35人学級で推計。

#### (2) 統合パターン

第1期計画では統廃合を進める統合パターンとして、小学校10パターン、中学校4パターンの合計14パターンを示している。

第2次検討委員会では、前述の市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方や 検討対象校の考え方に基づき、下関市を旧下関市中心部、旧下関市周辺部及び旧豊浦郡の 3つのブロックに分け、児童生徒数や学級数の平成31年度推計結果を基に、統合パター ンの見直しを含めた検討を行い、意見をまとめた。

平成31年度推計に基づくブロック別優先対象校

			<del>/                                    </del>		H11-0E			グ別後		<del>^</del> 学 校	<u> </u>	
	旧豊	浦郡		旧下関市	旧下関市	学級	旧下関市	旧下関市		旧豊	浦郡	
豊北	豊浦	豊田	菊川	周辺部	中心部	数	中心部	周辺部	菊川	豊田	豊浦	豊北
二見		三豊				0						
						1						
						2		内日				
神玉神田栗野田耕	室津	殿居 豊田中		吉母内日		3						
角島阿川	宇賀			吉田		4	名陵					
		豊田下				5		吉見 木屋川		豊田		豊北
滝部	小串	西市	岡枝楢崎		名王関桜神本	6	向洋 文洋 玄洋				豊洋	
	誠意		豊東	吉見 王喜	養治	7			菊川			
						8		長成				
					向井 西山	9	日新				夢が丘	
						10						
						11		垢田				

※網掛けの範囲が優先対象校。

## ①旧下関市中心部

## ≪統合パターン≫

現状	現行計画の 統合パターン	第 2 次検討委員会
小学校 中学校	小学校 中学校	小学校中学校
文関 一 日新養治 一	統合養治 統合	文関 一 日新養治 一
名池 一 名陵	統 名池 名陵 王江	統合     五池     名陵       王江
関西 —— 文洋 桜山 —— 神田 —— 向山 —— 向洋	(大) 関西 文洋 (大) 大 (大) (大)	関西 統一接山 神田 向山
生野 ―― 山の田	生野 一 山の田	向山 — <u>向洋</u> <u>向洋</u>   生野 — 山の田 山の田 —
江浦     一       角倉     一       向井     —	江浦 —— 彦島 角倉 —— 向井 ——	江浦 —— 彦島 角倉 —— 向井 ——
本村 — 玄洋 西山 —	統 本村 —— 玄洋 合 ( 西山 )	<u>統</u> <u>本村</u> <u> </u>

※1 ( は、統合後の学校位置。

※2 学校名の下線は、平成31年度推計で優先対象校に該当することを示す。

#### ≪主な意見等≫

※「・」は補足意見

#### 【養治小学校】

- ○養治小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当しないため、文関小学校との 統合パターンを解消することが適当である。
- ・今後の児童数の動向によっては、文関小学校との統合を進めることが適当である。

#### 【名池小学校・王江小学校・名陵中学校】小中一貫化

- ○名池小学校及び王江小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、両校での 統合が適当である。
- ○名陵中学校は、日新中学校との統合パターンを解消し、名池小学校と王江小学校の統合 パターンに含めて教育環境の改善を検討することが適当である。
- ○名陵中学校区においては、学校統合にあわせて小中連携を一層強化し、小中一貫教育の 導入に向けて取組むことが望ましい。

#### 【関西小学校・桜山小学校・神田小学校】

- ○関西小学校、桜山小学校及び神田小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当 し、3校での統合が適当である。
- ○3校の児童数や学校施設の現状を考慮すると、桜山小学校を統合後の学校位置とすることが適当である。
- ・学校統合にあたっては、神田小学校のうち向洋中学校が指定校となっている地区について、まずは向山小学校の校区に変更する等の検討が必要である。

#### 【文洋中学校・向洋中学校】

○文洋中学校及び向洋中学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、両校での 統合が適当である。

#### 【本村小学校・西山小学校】

○本村小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、西山小学校との統合が適 当である。

#### 【玄洋中学校】

○玄洋中学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、彦島中学校との統合パターンが考えられるが、平成25年度時点で普通学級9学級を維持しており、統合後の学校規模や通学の負担等を考慮し、引き続き経過観察することが適当である。

#### ②旧下関市周辺部

## ≪統合パターン≫

現	状	現行言 統合パ	†画の ターン	第2次検	討委員会
小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
長府──	── 長成	長府 —	──長成	長府 —	長成
豊浦 一	── 長府	豊浦 —	— 長府	豊浦 ──	— 長府
王司 —	── 東部	王司 —	東部	王司 —	東部
小月 —		小月 —		小月 —	
王喜 — 吉田 —	─ 木屋川	王喜 —	── 木屋川 	新	木屋川
安岡 —	— 安岡	安岡 —	— 安岡	安岡 —	安岡
吉母 一	── 吉見	統合 吉母 蓋井 —	──善吉見	統合 吉母 蓋井 一	吉見
内日 ― 勝山 ― 一の宮 ―	— 内日 — 勝山	内日 統合 (一勝山) 一の宮 一	内日 統合 (勝山)	<u>内日</u> 統合 (	<u> </u>
場田 ──	── 垢田	歩田 — 川中西 —	— 垢田 。	坂田 — 川中西 —	<del> </del> 垢田
川中 —	— 川中	川中 —	— 川中 	川中 一熊野 一	ліф

<sup>※1 (</sup> は、統合後の学校位置。

<sup>※2</sup> 学校名の下線は、平成31年度推計で優先対象校に該当することを示す。

※「・」は補足意見

#### 【吉田小学校・王喜小学校・木屋川中学校】小中一貫化

- ○吉田小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、王喜小学校との統合が適 当である。
- ○木屋川中学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当するが、複式学級の編成は 見込まれておらず、通学の負担等を考慮した場合、近隣の中学校との統合よりも吉田小 学校と王喜小学校の統合パターンに含めて教育環境の改善を検討することが適当である。
- ○木屋川中学校区においては、学校統合にあわせて小中連携を一層強化し、小中一貫教育 の導入に向けて取り組むことが望ましい。

#### 【吉見小学校・吉母小学校】

○吉母小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、吉見小学校との統合が適 当である。

#### 【吉見中学校】

- ○吉見中学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当するが、複式学級の編成は見込まれておらず、統合後の通学の負担等を考慮した場合、引き続き経過観察することが適当である。
- ・蓋井小学校卒業生の進学先が、吉見中学校となっていることも考慮する必要がある。

#### 【内日小学校・勝山小学校】

- ○内日小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、勝山小学校との統合が適 当である。
- ○内日小学校の校区は広いため、楢崎小学校への通学を選択可能にするなど、通学の負担 を軽減する措置を検討する必要がある。
- ・適正規模とはならないが、地域の事情を考えた場合、楢崎小学校との統合も考えられる。

#### 【内日中学校・勝山中学校】

- ○内日中学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、勝山中学校との統合が適 当である。
- ○内日中学校の校区は広いため、菊川中学校への通学も選択可能にするなど、通学の負担 を軽減する措置を検討する必要がある。
- ・適正規模とはならないが、地域の事情を考えた場合、菊川中学校との統合も考えられる。

#### ③旧豊浦郡

## ≪統合パターン≫

現場	<del>χ</del>	現行計画 統合パタ-		第2次検	討委員会
小学校中	学校	小学校	中学校	小学校	中学校
【菊川地区】 楢崎 —— · 豊東 — 岡枝 —	菊川	南川地区】 楢崎 豊東 岡枝	菊川	【菊川地区】 楢崎 — 豊東 — 岡枝 —	<del> </del>
【豊田地区】         殿居         豊田中         三豊         西市         豊田下	豊田	豊田地区】  殿居 豊田中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	豊田	豊田地区】       殿居       豊田中       三豊       西市       豊田下	<u>豊田</u>
【豊浦地区】 室津 —— : 誠意 —	豊洋	豊浦地区】  室津 ——  誠意 —	豊洋	【豊浦地区】 室津 合 [ 誠意 ]	— 豊洋
川棚 —— 夢 小串 —— 宇賀 ——		川棚 ————————————————————————————————————	夢が丘	川棚 — 統 合 字質	── 夢が丘 
【豊田 神 角 神 阿川 田 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	豊北	地区 見 野 ( a · · · · )	豊北	豊北地区】       二見       粟 滝 田 神 玉 島 神 阿       神 阿	<u>豊北</u>

※1 は、統合後の学校位置。

※2 学校名の下線は、平成31年度推計で優先対象校に該当することを示す。

#### ≪主な意見等≫

※「・」は補足意見

#### 豊田地区

## 

- ○豊田地区の小学校については、平成31年度推計結果で西市小学校以外の全ての小学校 が優先対象校に該当し、地区内の小学校を1校に統合することが適当である。
- ○豊田中学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当するが、複式学級の編成は見込まれておらず、通学の負担等を考慮した場合、近隣の中学校との統合よりも豊田地区の小学校統合パターンに含めて教育環境の改善を検討することが適当である。
- ○豊田中学校区においては、学校統合にあわせて小中連携を一層強化し、小中一貫教育の 導入に向けて取り組むことが望ましい。

#### 豊浦地区

#### 【室津小学校・誠意小学校】

○室津小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、誠意小学校との統合が適 当である。

#### 【小串小学校·宇賀小学校】

- ○宇賀小学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当し、小串小学校との統合が適 当である。
- ・小串小学校と宇賀小学校を川棚小学校に統合するパターンも考えられるが、現状では教室の不足が見込まれ、将来的な検討課題として研究を進めることが適当である。

#### 豊北地区

#### 

- ○豊北地区の小学校については、平成31年度推計結果で滝部小学校以外の全ての小学校 が優先対象校に該当し、地区内の小学校を1校に統合することが適当である。
- ○豊北中学校は、平成31年度推計結果で優先対象校に該当するが、複式学級の編成は見込まれておらず、通学の負担等を考慮した場合、近隣の中学校との統合よりも豊北地区の小学校統合パターンに含めて教育環境の改善を検討することが適当である。
- ○豊北中学校区においては、学校統合にあわせて小中連携を一層強化し、小中一貫教育の 導入に向けて取り組むことが望ましい。

## 4. 市立小中学校の適正規模・適正配置の実施に関する事項について

#### (教育委員会の積極的な働きかけ)

○第1期計画では、学校統合の端緒となる「教育環境の改善に関する意見交換会・学習会」 について、開催を希望する学校の保護者を対象に開催するとしているが、学校の小規模 化は一段と進行しており、教育委員会は、学校統合に関し、より積極的な働きかけを行 う必要がある。

#### (統合までの流れ)

○教育環境の改善に関する意見交換会・学習会から学校統合に至る流れ(行程表)について、より具体的に示すことが必要である。

#### (パターン別の統合までの流れ)

○学校統合では、統合校の校歌や校章等を新たに制作する場合と従前のものを引き継ぐ場合があるが、統合までの作業や手続きが異なってくるため、それぞれに学校統合に至る流れ(行程表)を示すことが必要である。

#### (小中一貫校の学校施設)

○小中一貫校の学校施設については、小中一体型や分離型など複数のパターンが考えられる。このため、他自治体の取組を参考にするとともに、既存の学校施設の状況等を考慮し、学校位置や施設の形態等を検討することが望ましい。

#### (統合までの標準的な準備期間)

○学校統合には、数年の準備期間が必要であるが、教育委員会は、あらかじめ統合までに 必要な標準的な準備期間を示すことが必要であり、これにより保護者や地域での学校統 合に関する議論がより具体的になることが期待される。

#### (合意に基づく学校統合)

○市立小中学校の適正規模・適正配置は、子どもたちにとって望ましい教育環境を作り出すということを第一に考えて取り組むべき課題であるが、一方で、学校が地域におけるコミュニティ活動の拠点であるなど、学校の持つ地域的意義を考慮する必要がある。このため、学校統合を進めるにあたっては、保護者や地域住民の意見に配慮するとともに、保護者や地域住民との合意に基づき進めることが必要である。

## おわりに

少子化に伴って学校が小規模化する中、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準 の維持向上を図り、子どもたちが生きる力を育むことができる教育環境を実現すること、 これが、市立小中学校の適正規模・適正配置の目的であり、私たちの願いでもあります。

学校は、教育の場であるとともに、長い歴史の中で、地域とのつながりを深め、地域の拠点として幅広い役割を担っています。また、下関市では、地域とともにある学校を目指し、「下関市コミュニティ・スクール」が推進され、地域ぐるみで子どもたちを育てる取組が広がっています。

第2次検討委員会では、こうした状況を踏まえ、多角的な観点から議論を重ね、適正規模・適正配置の具体的方策の1つとして、小中一貫教育について提言しました。これは、小学校と中学校という縦のつながりの中で、一定の集団規模を確保し、教育効果を高めようとするものであり、同時に、学校と地域のつながりも考慮したものです。現在、小中一貫教育は、制度的に位置づけられたものではありませんが、下関市においても本格的な検討が望まれる取組の1つです。

また、第1期計画期間中に統合された学校は、豊田中学校の1校のみです。その原因としては、学校存続を希望する保護者や地域の強い思いもありますが、教育委員会の主体的な取組が必要であったと考えられます。

今後、本答申を契機に、よりよい教育環境について、保護者、地域住民、行政が一体となって話し合い、知恵を出し合い、相互理解を深め、適正規模・適正配置の取組が進められていくことを切に願います。

# < 資 料 >

下教政第1148号 平成25年10月8日

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会長 様

下関市教育委員会

下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について (諮問)

本市では、少子化の進行等により小中学校の児童生徒数が減少する中、学校が小規模化し、教育上又は学校運営上の様々な課題が生じております。教育委員会では、これらの課題を解決するため、平成21年5月に下関市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定し、市立小中学校の適正規模・適正配置の取組を進めております。これまで、下関市立豊田西中学校と下関市立豊田東中学校を統合し、平成24年4月に下関市立豊田中学校を開校したところでありますが、計画策定から既に4年の歳月が経過し、現行の第1期計画は平成26年度で終了いたします。

よりよい教育環境を創出するためには、引き続き、適正規模・適正配置の取組を推進することが重要であり、現行の第1期計画を見直し、第2期計画を策定することが必要であります。

つきましては、第2期計画の策定にあたり、下記の事項について、貴会の意 見を求めます。

記

- 1. 市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について
- 2. 市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について
- 3. 市立小中学校の適正規模・適正配置の実施に関する事項について

以上

下関市立学校適正規模 · 適正配置検討委員会規則

平成25年教育委員会規則第5号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例(平成22年条例第3号)第3 条の規定に基づき、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「委 員会」という。)の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。 (委員)
- 第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、 教育委員会が委嘱又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係教育機関の職員
  - (3) 子どもの保護者
  - (4) 下関市連合自治会の役員
  - (5) 公募に応募した市民

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、 会長を定めるための会議は、教育長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、非公開

とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

## 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿

区分	氏名	公職等
	◎ 相原 次男	宇部フロンティア大学教授
学識経験者	中村 哲郎	東亜大学教授
	大田 啓子	下関短期大学准教授
	松本 寿子	下関市立川中西幼稚園長
関係教育機関の職員	德吉 朗子	下関市立殿居小学校長
	秋枝 一成	下関市立豊北中学校長
	松田 雄輔	下関市立阿川小学校教諭
	山崎 政男	下関市幼稚園 P T A連合会副会長 (第三幼稚園PTA会長)
子どもの保護者	藤本 篤靖	下関市小学校PTA連合会長 (向山小学校PTA会長)
	〇 長沢 泰男	下関市PTA連合会長 (山の田中学校PTA会長)
下関市連合自治会の役員	米田 洋	下関市連合自治会副会長
<b>小草に広草した市</b> 早	井上 登代子	
公募に応募した市民	恩地 裕子	

<sup>※</sup>平成25年10月8日現在。

<sup>※◎</sup>は会長、○は副会長。

下関市立学校適正規模 · 適正配置検討委員会 審議経過

回数	開催日	内容
第1回	平成25年10月8日	(1)会議の公開について (2)市立小中学校の現状と現行計画の進捗状況に ついて
第2回	平成25年11月12日	(1)市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的 な考え方について ・1学級当たりの児童生徒数 ・適正な規模の考え方 ・適正な配置の考え方
第3回	平成25年12月2日	<ul><li>(1)学校視察(熊野小・内日中・内日小)</li><li>(2)市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について</li><li>・適正規模・適正配置の手法・通学区域制度</li></ul>
第4回	平成26年1月28日	<ul><li>(1)市立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について・中間まとめ</li><li>(2)市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について・現行計画の具体的方策について・将来推計結果と検討対象校について・統合パターンについて</li></ul>
第5回	平成26年2月19日	(1)市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的 方策について ・統合パターンについて
第6回	平成26年3月25日	(1)市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的 方策について ・統合パターンについて
第7回	平成26年4月25日	<ul><li>(1)市立小中学校の適正規模・適正配置の具体的 方策について</li><li>・統合パターンについて</li><li>(2)市立小中学校の適正規模・適正配置の実施に 関する事項について</li></ul>
第8回	平成26年5月19日	(1) 答申案について